

年末年始の夜間・休日診療について

年末年始に比較的軽い症状の病気やけがで困ったときは、「夜間休日急患（歯科）診療所」をご利用ください。ご利用の際は、事前に電話をしてから受診してください。

また、12月の一次救急医療機関情報は42ページに記載しています。

診療時間 診療日	夜間休日急患診療所			休日急患歯科診療所	
	昼間		夜間	午前	午後
	午前	午後	午後		
12月29日(木)・30日(金)	—	—	7時～10時	—	—
12月31日(土)～ 令和5年1月3日(火)	10時～正午	1時～5時	6時～9時	10時～正午	1時～4時

※各時間とも、受付時間は診療開始15分前から診療終了15分前までとなります。

※夜間休日急患診療所・休日急患歯科診療所の南側に、夜間休日対応院外薬局があります。

■問い合わせ先

夜間休日急患診療所 ☎(39)8880 / 休日急患歯科診療所 ☎(39)8881
小山市神鳥谷2251-7（小山市健康医療介護総合支援センター内）



年末の交通安全 県民総ぐるみ運動

「マナーアップ！あなたが主役です」 期間 12月11日(日)～31日(土)

子どもと高齢者の交通事故防止

次代を担う子どもを交通事故から守るためには、社会全体で子どもを見守る活動が重要です。家庭や地域社会を通じて、児童や生徒の通学時間帯の安全確保や交通安全指導などを徹底するとともに、日常生活を通じ、自転車乗用時のヘルメット着用や自動車乗車時のチャイルドシートなどの確実な着用を推進し、子どもの交通事故防止を図っていきましょう。

高齢者に対しては、加齢などに伴う身体能力の変化が運転などに及ぼす影響を理解してもらうことが重要です。自動ブレーキやペダルの踏み間違い時加速抑制装置の搭載された車両への乗り換えも有効です。運転免許証の自主返納も検討しましょう。

飲酒運転などの根絶

飲酒運転はとて悪質で危険な犯罪です。1人ひとりが「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志をもち、飲酒運転を根絶しましょう。

妨害運転（あおり運転）も悪質で危険な犯罪です。自動車を運転するときは、交通ルールの遵守とあわせて、歩行者や他の車両に対する「優しさ」と「思いやり」をもって通行する正しい交通マナーの実践を心がけましょう。

ライト4（フォー）運動の推進

夕暮れ時は、視認性の低下による交通事故が増加します。特に年末は、注意力の散漫による「見落とし」や「発見の遅れ」による死亡事故を防止するため、前照灯を早めに点灯（午後4時に一斉点灯）しましょう。夜間

の走行は、歩行者などを早期に発見するため、交通量の多い市街地などを除き原則ハイビーム走行を徹底しましょう。

歩行者は、反射材用品を着用しましょう。

自転車の交通ルール遵守の徹底

「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、自転車利用者は、自転車保険加入が義務化、ヘルメットの着用及び自転車の点検整備などが努力義務となりました。自転車に乗る際は、以下の安全ルールやマナーを守りましょう。

- 原則車道の左側を通行
- 歩道では歩行者を優先し車道寄りを徐行
- 前照灯の点灯
- 周囲の安全確認 など

年末年始を安全・安心に

年末年始は、なにかとあわただしいものです。そんな隙を、犯罪者が狙っています。

近年、振り込め詐欺や架空請求詐欺などが急増しています。下野市でも被害が発生していますので「自分は大丈夫」と思わず、注意しましょう。

被害にあわないための注意点

- ◆電話でお金を要求されたら、まず一度電話を切り、周りの人に相談しましょう。
- ◆「電話番号が変わった」「携帯電話が故障した」は詐欺です。前の番号に1度かけてみましょう。
- ◆お金を用意する前に、親族しか知りえない情報で、必ず本人であることを確認しましょう。
- ◆普段から連絡をとり合いましょう。